

笹谷及び南矢野目市有地の公募に係る
プレゼンテーション・ヒアリング実施要領

1 目的

このプレゼンテーション・ヒアリングは、笹谷及び南矢野目市有地の公募に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）に対して、応募者が事業提案の内容説明を行い、審査委員が応募者に対し質疑を行う機会を設け、審査委員の提案内容に対する理解を深めることにより、適正な選考に資するために実施する。

なお、プレゼンテーション・ヒアリングは非公開とする。

2 プレゼンテーション・ヒアリングの内容等

(1) 実施日時

- ・プレゼンテーション・ヒアリングの日時、場所等の詳細については応募者に個別に通知する。

(2) プレゼンテーションの内容

- ・説明は、提出した事業提案書の内容に限る。
- ・事業提案書の範囲を逸脱した説明はしないこと。
- ・各応募者は受付番号のみで取り扱う。したがって自己紹介または事業者を特定できるような発言はしないこと。

(3) ヒアリングの内容

- ・具体的な内容や疑問点等について、審査委員から質疑を行う。
- ・審査委員の質問内容と全く関係のない発言はしないこと。

(4) 追加資料の配付

- ・当日の追加資料の配付は認めない。

3 使用機器等

(1) 使用機器

事務局が用意する以下の機器を使用すること。また、プレゼンテーションソフト（パワーポイント等）を用いたプレゼンテーションを基本とする。

- ・パソコン パナソニック製 Windows10（PowerPoint含む。）
※インターネットや外部機器との接続不可。
- ・プロジェクター EPSON製
- ・スクリーン W=2,032mm H=1,524mm
- ・レーザーポインター
- ・パワーポイント等のデータは、CD-R又はDVD-R1枚に記録し持参すること。
また、ウイルスチェックは事前に必ず行うこと。

(2) 資料等

- ・会場に持ち込むことのできる資料は、プレゼンボード又は模型とする。
- ・プレゼンボードを立て掛けるためのイーゼル等は持参すること。
- ・模型は、長机（横幅1800mm,奥行600mm）2台に配置できる物に限る。

4 失格事項

出席者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

ア. 集合時刻に遅刻したとき

イ. 他者のプレゼンテーション・ヒアリングを傍聴したとき

ウ. その他、審査委員会及び事務局の指示に従わないとき

5 その他

ア. 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、審査委員会と事務局が協議し決定する。また、その内容は必要に応じて応募者に通知する。

イ. 応募者から提出された書類等は返却しない。市は選定目的以外には使用しないものとする。

【事務局】

福島市都市政策部市街地整備課
市街地整備係

直通024-525-3763